

第 10 期秋田県ハタハタ資源管理計画について

第 10 期秋田県ハタハタ資源管理計画（案）

秋田県ハタハタ資源対策協議会
令和 6 年 11 月 23 日 制定

（目的）

第 1 条 資源管理及び漁業管理の円滑な推進を図ること。

（管理期間）

第 2 条 3 年間

（管理方法）

第 3 条 前条の各年の管理期間ごとに、（別表 1）の漁獲努力量を定める。

（補足）

第 4 条 この計画に定めるものの他に、必要な事項が生じたときは、協議会で別に定める。

（附則）

この計画は、令和 6 年 11 月 23 日から施行する。

(別表 1)

漁期年	漁法	漁獲努力量カウント方法																	
令和 6	さし網	経営体ごとの水揚げ上限日数		12	12													15	15
		経営体数		8	14													12	10
	定置網	経営体ごとの水揚げ上限日数		12	12	12	12	12	12	15	15	15	15	12	17	15	15	17	15
		経営体数		4	5	1	2	6	8	30	6	5	1	1	1	2			
	底びき網	経営体ごとの水揚げ上限日数		22	22													22	22
		経営体数		3	3													1	5
		経営体ごとの1日カウント漁獲量_kg		90	90													90	90

○ さし網、定置網においては、地区1か統×20日を上限に、別途、モニタリング網を敷設できる。

【参考】

漁業者による自主的な取組

○さし網

・目が大きい網を使用

○定置網

・小型魚が多い場合は放流

○底曳網

・ハタハタ以外を狙った操業を実施